

## 香川県テレワーク導入促進助成金（新型コロナウイルス感染症対策）実施要領

（趣旨）

第1条 香川県テレワーク導入促進助成金（新型コロナウイルス感染症対策）（以下「助成金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。）及び香川県テレワーク導入促進助成金（新型コロナウイルス感染症対策）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 交付要綱第4条第1項に規定するパソコン及びタブレットの購入台数については、テレワークを実施する労働者のうち、県内事業所を主たる就業場所とする労働者の人数を上限とする。ただし、交付の対象となるパソコン及びタブレットについては、国の事業実施期間（令和2年2月17日から同年5月31日）内に発注又は納品されたものとする。

（交付申請書の提出）

第3条 交付要綱第5条に規定する交付申請書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）働き方改革推進支援助成金交付要綱（新型コロナウイルス感染症のためのテレワークコース）に規定された次の書類のすべて

- ・働き方改革推進支援助成金支給決定通知書（様式第12号）の写し
- ・働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書（様式第11号、同続紙1、同別紙）の写し

（2）取得財産等管理台帳（交付要綱様式第4号）

（3）パソコン等機器購入に係る発注書、納品書、領収書等

（4）テレワーク実施対象者名簿

2 知事は申請内容に疑義が生じた場合は、対象事業者に対して関係書類の提出を求めることができる。

（交付申請書の受付期間）

第4条 交付要綱第5条に規定する交付申請書の受付期間は、令和2年5月1日から令和3年2月26日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。